

香芝市告示第19号

香芝市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年1月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する市長が所轄庁となる社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可等に係る審査を行うため、香芝市社会福祉法人設立認可等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 法人の設立認可に関する事項
- (2) 法人の施設整備に関する事項
- (3) その他審査会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、社会福祉法人の定款認可等に関する事務を所掌する課等の長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、介護福祉課長及び保育幼稚園課長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の3分の2以上で決する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、社会福祉法人の定款認可等に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。